

特 記 仕 様 書

工 事 名： 令和8年度 汚水人孔蓋更新工事

太 子 町

令和8年6月

§ 工事の概要

工 事 名：令和８年度 汚水人孔蓋更新工事

工事場所：南河内郡太子町大字 春日 地内

工 間：契約締結日の翌日から 令和９年１月２９日まで

工事内容：別紙設計図書のとおり

本工事の設計時期：本工事設計書は令和８年４月時点での労務・資材単価及び土木工事標準積算基準(令和８年度版)に基づく。

§ 特記事項

1. 一般適用事項

ア) この特記仕様書は、太子町が、施工する工事に適用するため、受注者が厳守しなければならない事項を示すものである。

イ) 本工事は、本特記仕様書及び図面に準じて施工することを原則とし、本特記仕様書に記載されていない事項は、下記に準じて施工するものとする。

①土木請負工事必携（大阪府都市整備部監修 最新版）

【土木工事共通仕様書】

【土木工事施工管理基準】

【土木工事施工管理基準運用方針】

②建設業法（昭和24年法律第100号）

③道路法（昭和27年法律第180号）

④労働安全衛生規則（昭和22年労働省令第9号）

⑤公害対策基準法（昭和42年法律第132号）

⑥騒音規制法施工令（昭和43年法律第498号）

ウ) 工事施工にあたっては受注者、監督員が本特記仕様書を改正する必要を認めたときには両者協議のうえ、変更又は追加を行うことがある。

エ) 工期内の休日等には、雨天、日曜日、祝日、及び年末年始休暇の他、工期内の全土曜日を含んでいる。

2. 工事着手

2. 1 工事看板の設置

受注者は、工事の施工着手にあたり、工事現場の公衆が見やすい場所に工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置すること。また、建退協や建設業の許可票等についても、現場に掲示すること。

「標示板の記載例」



設置位置	・工事区間の起終点に設置する。 ・車線規制を行う場合には、規制区間の起終点にも設置する。 ・ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者等の支障にならないように設置する。
設置期間	・路上工事開始から路上工事終了までの間設置する。
規格・色彩等	・「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇工事」等の工事種別は、青地に白抜き文字とする。 ・「〇〇をしています」等の工事内容、工事期間は、青色文字とする。 ・工事種別、工事内容については、別表2を参考に記載する。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・線の余白は2cm、罫線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。

2. 2 書類の提出

受注者は、本特記仕様書の【工事関係提出書類一覧】に示す書類を、定められた期限内までに提出し承認を受けることとする。

2. 3 調査測量

- ア) 受注者は、工事契約後、速やかに必要な測量及び、設計図面と現地の関係を詳細に調査し、設計図面と現地の関係に、工事に大きな影響を及ぼす相違を発見した際には、監督員と協議すること。協議を怠って工事を実施したために生じた損害はすべて受注者の負担とする。
- イ) 仮BMは、工事中に変動のない位置を選定し設置しなければならない。また、工事期間中は定期的に検査し、十分な精度を有するよう努めること。
- ウ) 既存の測量鈎は適切な方法にて保護すること。
- エ) 本工事に必要な測量に要する費用はすべて受注者の負担とする。

2. 4 資材の使用

- ア) 本工事に使用する資材等は、規格、品質、価格等が適正である場合は国内産を優先して使用するものとする。
- イ) 本工事に使用する資材等は、予め監督員の承諾を受けなければならない。

2. 5 その他

- ア) 本工事着手に際し、地域住民や地権者に対して工事着手をPRし、工事が原因となるトラブル、苦情の生じないように配慮すること。又、地域住民や地権者から、工事原因による苦情が発生したときはすみやかに処理に努めること。
- イ) 付近の道路については、常に維持・清掃に努め、工事が原因で、汚損した場合は速やかに、清掃、復旧すること。
- ウ) 現場作業員の服装、言動等風紀の保守に十分留意すること。

3. 現場管理

- ア) 常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止に努めること。
- イ) 工事箇所及びその周辺にある地上、地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないよう必要な防護工等の措置を施さなければならない。なお、これに要する費用は受注者の負担とする。また、本工事以外の既設構造物及び埋設物に損傷を与えた場合には、受注者の負担に於いて速やかに修復し、構造物の機能を回復すること。
- ウ) 工事の実施に影響を及ぼす事故、人命に損傷を生じた事故、又は第三者に損傷を与えた事故が発生したときは、遅滞なくその状況を町監督員に報告すること。
- エ) 工事車両の出入りに使用する道路を巡回し、沿道の住民及び利用者に迷惑のかからぬように注意し、十分な対策を講ずること。
- オ) 所轄警察署の許可条件を厳守し、安全管理を最優先し、万全の策を講ずること。

4. 官公庁等への手続

- ア) 工事施工に必要な関係官公庁、その他手続き(通常受注者が手続きを行うとされているもの)は、受注者において速やかに処理すること。
- イ) 関係官公庁その他に対して、受注者が交渉を要するとき又は、交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を町監督員に報告すること。

5. 施工監理

5. 1 工事全般

- ア) 工事にかかる測点(官民境界等)は逃げ杭を設置し、工事完了後復元できるようにすること。
- イ) 工事に使用する材料等は、必ず使用する前に承認を受けること。
- ウ) 工事の段階、出来高等は随時、監督員の検査、確認を受けること。特に完成後、地中に埋設する部分や構造物については特に留意する。
- エ) 工事写真は、何を目的に撮っているかを明確にすること。出来形はスタッフを添え、工事全景と部分の拡大の両方を撮影しておくこと。

- オ) 工事中に検査や指示を受けた事、又は工事変更を協議した事などを、すべて工事打合わせ簿に整理しておき、監督員の確認を受けること。
- カ) 各種検査や、試験等の結果については、随時整理し竣工検査時に提出すること。

5. 2 マンホール蓋取替工

- ア) 高さ調整部の施工が可能な深さまで掘削し、既設の調整モルタル（レンガ含む）や現場打コンクリート及び既存の調整リングは全て斜壁上面まで撤去し、マンホール上部壁上面を清掃及び平滑に処理すること。
- イ) マンホール上部壁上面にインサートナットが無い場合及び、インサートナットがぐらついている場合などは、後施工アンカーを取付ける。なお、マンホール内圧が発生した際の枠の飛散を防止のため、後施工アンカーは必要な引き抜き強度を持つものを使用すること。
- ウ) 緩みがないよう、ボルトを十分に締め込み、ボルト取付箇所全てに高さ調整部材を取り付け、枠高さを路面高さと合うように調整する。なお、枠が揺動しないよう、ナットを締め込んだ後、頭部が路面高さより50mm以上、下になるようボルトを切断する。
- エ) 型枠を枠内や外面に密着して装着し、無収縮流動性モルタル等を所定の高さまで速やかに充填し、硬化した後に脱型する。
- オ) 枠と蓋との接合部に土砂等の付着が無いことを確認し、蓋を設置する。

5. 3 舗装復旧工

① 一般事項

- ア) 舗設作業中に生ずる段差を下記により処理しなければならない。なお、舗設段差の摺付に使用した合材を、次回の舗設に先だって取り除き、清掃してから次の舗装を行うこと。
- イ) 本線舗装の起終点摺付については、アスファルト合材の飛散等のないように、密着させること。

② 表層工

- ア) 表層において設計図書に示す厚さが確保できない場合、設計図書に関して監督員と協議すること。
- イ) 路面温度が50℃以下になってから、道路を解放すること。
- ウ) 表層材が、蓋表面や枠との接合部に付着、開閉器具用穴やこじり穴を塞がないよう注意しながら枠周辺に段差が生じないように均等にかつ十分な転圧を行う。

5. 4 取壊し・はつり・処分工

- ア) コンクリート構造物取壊し及びコンクリートはつりを行うにあたり、本体構造物に損傷を与えないように注意して施工すること。

- イ) 殻運搬処理、現場発生品の運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないよう適正な処置を行うこと。

6. 工事記録写真

- ア) 写真管理は、大阪府写真管理基準(案)及びデジタル写真管理情報基準（案）によるものとする。
- イ) 写真撮影は、全てカラー仕上げとして工事着手前、外部から明視できなくなる箇所の施工状況、重要な工事段階及び完成後等の工事状況を撮影し、アルバムに整理説明して監督員に提出するものとする。
- ウ) 写真撮影にあたっては、測定の確定ができるように図面及び対象物の関連をつけ、被写体には舗装厚、はつり厚、その他の施工寸法が判明できるようスタッフ、折尺等をあてる。又、工種、測点、設計寸法、実測寸法、施工時期、その他必要事項を記入した小黒板を置いて撮影し、焼付後の整理及び確認できるようにする。現場にはカメラを常備し、協議すべき現場写真等は、撮影し監督員と協議する。
- エ) アルバムの整理は、撮影順に張り付け入ることなく、必要に応じて説明文を附し、関連工種ごとに整理すること。

7. 品質管理

- ア) 本工事における品質管理については、大阪府工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に基づき行う。（必須区分は必ず実施）また、その他必要に応じて監督員の指示する試験、品質管理については監督員の指示に従い実施、提出するものとする。
- イ) この特記仕様書に規定のない材料については、日本工業標準調査会制定の日本工業規格（JIS）及びこれらに準ずる規格に適合するもので監督員の承認を得たものでなければならない。
- ウ) 工事材料は、使用に先立ち検査を受け合格品は予め協議した場所に整理し、随時確認ができるように保管しなければならない。
- エ) 本工事に必要な品質管理に要する費用は、すべて受注者の負担とし、その結果を報告書により提出するものとする。

8. 安全管理

- ア) 安全施設等は、道路工事保安施設基準、所轄警察署の許可条項を順守し安全管理、災害・事故の防止に努めなければならない。
- イ) 工事現場に工事表示等を設置し、道路交通法に準じて監督員と協議のうえ、規制表示・警戒表示協力依頼表示・バリケード等を適切に設置するものとする。
- ウ) 工事区間内に車両又は歩行者の通行があるときは、これらの通行に十分な配

慮をするとともに交通誘導員を置き、交通の安全と円滑化を図ること。

9. 竣工図面

- ア) 本工事完了の際は、出来形図面（工事平面図に実施出来形を赤書）を作成して監督員へ提出し竣工検査を受け、竣工検査後に竣工図面を作成する。尚、図面の様式は任意であるが、監督員の承認を受けること。
- イ) 竣工図面の電子データを作成し提出すること。

10. 産業廃棄物の管理

- ア) 建設廃材（工事施工に伴って生じた廃棄物、工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物）の運搬処分については廃棄物の処理及び清掃に関する法律など関係法令を遵守し、受注者の責任で行わなければならない。
- イ) 受注者は、建設廃材の処分後に、生活環境の保全、公衆衛生又はその他の問題が生じた場合は、自らの責任において速やかに解決しなければならない。
- ウ) 残塊の運搬距離については大阪南部リサイクルセンター（富田林市）6.5 kmを見込んでいる。但し、指定処分地に処分できない場合は、事前に協議しなければならない。（リサイクル施設に限る。）
- エ) 残塊処理については、マニフェストシステムで管理すること。
- オ) 建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事である場合は、法及び同法施行令を遵守すること。また、再資源利用計画書・再資源利用促進計画書により入力した、計画データを提出しなければならない。

1 1. 提出書類

本工事に係る必要書類の提出については、下記の表を基準としているが、監督職員との協議により追加、省略することがあるので、その内容について協議すること。

【工事関係提出書類一覧】

書類名	作成者	宛て名	部数	備考
着工届	受注者	発注者	2	着工の日
工事工程表	〃	〃	2	契約後 1 4 日以内
現場代理人等通知書	〃	〃	2	契約後遅滞なく
現場代理人等経歴書	本人	〃	2	〃
下請指導責任者届	受注者	〃	2	〃
労災関係成立証明書	〃	〃	2	〃
建退協掛金収納書	〃	〃	2	〃
工事履行保険証書	〃	〃	2	〃
工事外注計画書	〃	〃	2	〃
下請業者通知書	〃	〃	2	〃
施工体制台帳	〃	〃	2	〃
施工計画書	変更契約後はその都度変更		2	契約後 1 5 日以内
実施工程表	計画に対し実施が確認できるもの		1	竣工検査時
工事月報	半月毎、実施内容、検査等記入		1	翌月 5 日まで
承諾書	使用する材料及び特殊工法すべて		1	その都度
材料確認書	工事に使用する資材		1	確認を受けるとき
段階確認書	出来形の確認等		1	〃
工事打合簿	現場代理人と監督職員と相互		1	〃
出来形管理関係図書	舗装面積等		1	竣工検査時
品質管理関係図書	強度試験等		1	〃
材料納品伝票	設計、納品、使用の数量一覧表付		1	〃
産業廃棄物関係	マニフェスト伝票		1	〃
警備報告書	警備実施日について、内容、人数等		1	〃
工事写真帳	施工前後、出来形、状況等		1	監督職員の指示する時点
完成通知書	受注者	発注者	2	工事完成の日
引渡書	受注者	発注者	2	検査終了後引渡し時
請求書	受注者	発注者	2	請求しようとする日

※この他にも監督員により必要と指示されたものはその都度提出すること。